

富來之院

八幡大菩薩

願主傳燈大法師祈禱

(當寺の六所明神は八幡大菩薩の外白山妙理權現、伊須流伎權現・氣多大明神・若王子・高爪大權現にして、裏書の文字皆同様なり。)

建治三年 丁丑 紀元一九三七

二月十七日。天台座主道玄、山城北野社領羽咋郡菅原莊新常燈を承賀法眼の遺弟等に奉行せしむ。

【北野神社古文書】

一一二

菅原莊新常燈事、且任代々成敗之例、且依承賀法眼之讓遺弟等令奉行、可被致御祈禱者。依座主僧正御房御氣色、執達如件。

建治三年二月十七日 法 眼 在判

伯者法眼御房

(文永四年十一月十二日の條参照)

建治四年 戊寅

弘安元年 改元

二月廿九日 紀元一九三八

八月。山城石清水八幡別宮政所、橘成清を同宮領能美郡能美莊の物公文職に補す。

【菊大路文書】 山城

一一三

乃美庄領家政所

補任當庄物公文職事

橘成清

右人、任證文之道理補任既畢。所宜承知、敢勿令違失。仍補任如件。以補。

弘安元年八月 日

領家權律師 在判

十月廿七日。假揭

【來迎寺文書】 鳳至郡

一一四

馬乘免之寄進狀來迎寺別當の參

奉寄進田地之事

合四百疇者

在所宇留地山崎方
此内百疇本尊供花

右件之田地者、依有信連殿御前馬乘之崇、度之落馬候間、老足之儀なれば、別當之御祈念愚申候上者、無相違可有執行者也。依爲後日之狀如件。

宇留地七郎右衛門入道

弘安元年 戊戌 拾月廿七日

沙彌義連 在判

能登國穴水南方來迎寺別當の

(本文書は寄進狀として異體あるのみならず、宛所に能登國と冠したる書振といひ、特にその原本と稱するものゝ文字稚拙にして度々を度之と誤れる如き、凡べて疑ふべし。)

弘安二年 己卯 紀元一九三九

九月廿四日。長野盛景、その子盛能に能美郡能美莊重友保の地頭職を讓渡す。

【菊大路文書】 山城

一一五

讓渡・能美庄内重友村地頭職事

合壹所者

四至

右所讓渡三郎盛能實也。長野讓狀各別也。彼此二通所讓渡也。但於此所者、不現爲親別不孝不思儀^(儀)之外は、孫彌藤太ニ可讓渡也。仍讓狀如件。

弘安二年九月廿四日

□讓狀手錄候。依病惱火急雖爲他筆爲後代證文、任心以自筆書之。

地頭 藤原盛景 在判

弘安三年 庚辰 紀元一九四〇

九月五日。幕府、江沼郡熊坂莊一方を山城東福寺領と爲さしむ。

【東福寺文書】 山城

一一六

加賀國熊坂庄一方事

右爲東福寺領、守先例可致沙汰之狀、依鎌倉殿仰下